

諮 問 第 4 6 3 号
環水大土発第諮問第1706271号
平成 2 9 年 6 月 2 7 日

中央環境審議会会長
武 内 和 彦 殿

環 境 大 臣
山 本 公 一



農薬取締法第 3 条第 2 項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について (諮問)

標記のうち、

- (1) 別紙 1 の農薬に関し、農薬取締法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件 (昭和 46 年 3 月農林省告示第 346 号) 第 3 号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙 2 の農薬に関し、同告示第 4 号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

1-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N-ニトロイミダゾリジン-2-イリデンアミン (別名イミダクロプリド)

5-アミノ-1-(2,6-ジクロロ- α , α , α -トリフルオロ-p-トリル)-4-エチルスルフィニルピラゾール-3-カルボニトリル (別名エチプロール)

3,6-ビス(2-クロロフェニル)-1,2,4,5-テトラジン (別名クロフェンテジン)

(RS)-1-メチル-2-ニトロ-3-(テトラヒドロ-3-フリルメチル)グアニジン (別名ジノテフラン)

(1S, 2R, 5R, 7R, 9R, 10S, 14R, 15S, 19S)-7-(6-デオキシ-3-O-エチル-2,4-ジ-O-メチル- α -L-マンノピラノシルオキシ)-15-[(2R, 5S, 6R)-5-(ジメチルアミノ)テトラヒドロ-6-メチルピラン-2-イルオキシ]-19-エチル-14-メチル-20-オキサテトラシクロ[10.10.0.0.0^{2,10}.0^{5,9}]ドクス-11-エン-13,21-ジオン (別名スピネトラム-J) 及び (1S, 2S, 5R, 7S, 9S, 10S, 14R, 15S, 19S)-7-(6-デオキシ-3-O-エチル-2,4-ジ-O-メチル- α -L-マンノピラノシルオキシ)-15-[(2R, 5S, 6R)-5-(ジメチルアミノ)テトラヒドロ-6-メチルピラン-2-イルオキシ]-19-エチル-4,14-ジメチル-20-オキサテトラシクロ[10.10.0.0.0^{2,10}.0^{5,9}]ドクス-3,11-ジエン-13,21-ジオン (別名スピネトラム-L) の混合

物 (別名スピネトラム)

(Z) - 3 - (6 - クロロ - 3 - ピリジルメチル) - 1, 3 - チアゾリジン - 2 - イリデンシアナミド (別名チアクロプリド)

(E) - N - (6 - クロロ - 3 - ピリジルメチル) - N - エチル - N - メチル - 2 - ニトロビニリデンジアミン (別名ニテンピラム)

(±) - 5 - アミノ - 1 - (2, 6 - ジクロロ - α , α , α - トリフルオロ - *p* - トルイル) - 4 - トリフルオロメチルスルフィニルピラゾール - 3 - カルボニトリル (別名フィプロニル)

メチル = {2 - クロロ - 4 - フルオロ - 5 - [5, 6, 7, 8 - テトラヒドロ - 3 - オキソ - 1 *H*, 3 *H* - [1, 3, 4]チアジアゾロ[3, 4 - *a*]ピリダジン - 1 - イリデンアミノ]フェニルチオ}アセタート (別名フルチアセットメチル)

N - (トリクロロメチルチオ) フタルイミド (別名ホルペット)

N - (4 - メチル - 6 - プロパー - 1 - イニルピリミジン - 2 - イル) アニリン (別名メパニピリム)

(別紙2)

O, O-ジエチルO-5-フェニルイソキサゾール-3-イルホスホロチオ
アート (別名イソキサチオン)

(5RS) - 2 - { (1EZ) - 1 - [(2E) - 3 - クロロアリルオキシイ
ミノ] プロピル } - 5 - [(2RS) - 2 - (エチルチオ) プロピル] - 3 -
ヒドロキシシクロヘキサ-2-エン-1-オン (別名クレトジム)

3, 6-ビス(2-クロロフェニル)-1, 2, 4, 5-テトラジン (別名ク
ロフェンテジン)

N-(3', 4'-ジフルオロビフェニル-2-イル)-3-(トリフルオロ
メチル) ピラジン-2-カルボキサミド (別名ピラジフルミド)

(±) - 5-アミノ-1-(2, 6-ジクロロ- α , α , α -トリフルオロ-
p-トルイル)-4-トリフルオロメチルスルフィニルピラゾール-3-カル
ボニトリル (別名フィプロニル)



中環審第976号
平成29年7月7日

中央環境審議会 土壤農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について(付議)

平成29年6月27日付け諮問第463号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。

諮問第553号
環水大土発第2106101号
令和3年6月10日

中央環境審議会会長
高村 ゆかり 殿

環境大臣
小泉進次郎
(公印省略)

農薬取締法第4条第3項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、別紙の農薬に関し、農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙)

1 L - (1, 3, 4 / 2, 6) - 2, 3 - ジヒドロキシ - 6 - ヒドロキシメチル - 4 - [(1 S, 4 R, 5 S, 6 S) - 4, 5, 6 - トリヒドロキシ - 3 - ヒドロキシメチルシクロヘキサ - 2 - エニルアミノ] シクロヘキシル = β - D - グルコピラノシド (別名バリダマイシン)

中環審第 1179 号
令和 3 年 6 月 14 日

中央環境審議会 水環境・土壌農薬部会
部会長 古米 弘明 殿

中央環境審議会
会長 高村 ゆかり
(公 印 省 略)

農薬取締法第 4 条第 3 項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について (付議)

令和 3 年 6 月 10 日付け諮問第 553 号をもって環境大臣より当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第 5 条の規定に基づき、水環境・土壌農薬部会に付議する。